

有料職業紹介契約に関する覚書

株式会社●○▲△(以下「甲」という)とハートリンクス株式会社(以下「乙」という)は、○
○○○年○○月○○日付締結の有料職業紹介契約書(以下、「職業紹介基本契約書」という)
第2条第1項に基づき、○○○○年○○月○○日付で乙の派遣社員を甲の契約社員へ職業
紹介を行うに当たり、紹介手数料を下記の通り合意する。

記

第1条 甲が乙より紹介された求職者の採用を決定した場合は、紹介手数料として採用
決定者について、別途見積書の金額(税別)を、乙に支払うものとする。

第2条 乙は、採用決定者が入社後3か月以内に、本人の都合による退社または本人の
責めに基づく解雇により雇用契約を終了した時は、職業紹介基本契約書の規定
に係らず、受領した紹介手数料から次の通りの金額を甲に返還する。ただし、
甲の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事由による退職の場
合、本条は適用されないものとする。

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1)対象者が1か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の30% |
| (2)対象者が3か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の10% |

※上記金額に消費税は含みません。

第3条 その他の事項に関しては、職業紹介基本契約書に定めるところによる。

以上合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通宛これを保有する。

甲

乙